

平成28年度 松山市公営企業局発注工事の 前払の特例措置について

今般、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が公布・施行され、工事に係る前払金について、その支払いをなす範囲が拡大されたことを受け、松山市公営企業局発注工事についても下記のとおり特例措置を実施します。

※中間前払及び設計等業務委託に関する前払については本特例措置の適用対象外です。

記

1. 前払金を利用できる費用の拡大

契約書に記載されている前払金を充当できる費用について、工事請負契約約款第36条を一部追加して、「この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用」について、前払金の100分の25を上限として充当できることとしました。

※前払金の割合（請負金額の4割以内）は変更ありません。

2. 適用できる契約

- (1) 平成28年8月1日以降、新規に請負契約される工事で、一部追加した工事請負契約約款第36条に基づき契約締結される工事

(2) 平成28年4月1日以降、新規に請負契約を締結した工事で、発注者と受注者間で協議のうえ、当該請負契約の前払金に係る事項について、使途拡大する旨の変更契約が締結される工事

※上記(2)の協議及び契約変更を希望する場合は、

＜様式＞「前払の特例措置に係る変更契約申請書」を契約管理課に提出して

ください。

3. 適用できる前払金

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規に請負契約を締結した工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものに利用することができます。

※前払金の使途や払出手続きについては、前払金保証を受ける各保証事業会社にお問い合わせください。

〒790-8590 松山市二番町四丁目4番地6
松山市公営企業局 管理部 契約管理課 (契約担当)
電 話 089-998-9826・9845
F A X 089-948-0335